

平成 29(2017)年度第 12 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 30(2018)年 3 月 14 日（水）15 時 00 分 ～ 15 時 22 分
場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室
構成員数： 11 名（定足数 6 名）
出席者： 9 名（定足数充足）
欠席者： 2 名
議長： 片山 克行（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 平成 30(2018)年度法務研修生の選考について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、先に開催された学生委員会において、平成 30(2018)年度の法務研修生応募者 28 名（新規 6 名を含む）について全員を受け入れることが了承された。なお、試験期末の 5 月 26 日（土）の 4 限と 5 限の間（17 時 45 分から 18 時 25 分までの 40 分間）に法務研究科生を含め板橋校舎移転に係る説明会を行い、法務研修生に対しては研修期の在籍意思決定に供する機会とする旨説明が為された。審議の結果、教授会は応募者全員を受け入れることについて承認した。

議案 2. 法務研究科内委員会内規の改正について

議長より、資料に基づき、総務委員会、教務委員会、学生委員会に係る各内規について、主に委員数の規定が教員数の実情にそぐわなくなっているため「若干名」に変更する旨説明が為された。審議の結果教授会はこれを承認した。

議案 3. 平成 30(2018)年度法務研究科各種委員会委員の選出について

議長より、資料に基づき、今年度の各種委員会委員を選出するに当たり構成人数の要件が満たせない委員会（教務委員会）について内規変更の必要性について意見が出されていたことを受け今回内規を変更し、これに基づいた委員会の編成である旨説明がなされた。平成 30(2018)年度の法務研究科各種委員会委員選出について、教授会はこれを承認した。このことに基づき、第 1 回教務委員会を 4 月 4 日（水）13：30 より会議室にて開催する旨連絡が為された。

議案 4. 大東文化大学被災地学生支援特別奨学金規程（制定案）について

議長より、資料に基づき、国指定の災害救助法適用地域の居住者又は出身者他本学が復興支援を目的とした地域連携協定若しくは人材育成その他に関する協定等を取り交わしている市町村の居住者若しくは出身者で、種々の基準を満たし推薦を得られる者に対し、在学中の学費減免に代える特別奨学金に係る規程である、なお審議の結果は学務課に報告する旨の説明が為された。審議の結果、教授会は本規程（制定案）について承認した。

議案 5. 大東文化大学全学プロジェクト予算委員会規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、主に学長室設置に伴う大東文化大学全学プロジェクト予算を取り扱う主管部署を総合企画室から学務部学務課に変更する規程の改正である旨の説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の改正案について承認した。

報告承認事項：

1. 教員の兼職について

議長より、資料に基づき、教員の自治体からの行政不服審査会委員委嘱2件について、うち1件は情報公開・個人情報保護審査会委員委嘱の誤りであったことの説明が為された。行政不服審査会委員委嘱については先月の教授会にて諮り承認を得ており、情報公開・個人情報保護審査会委員委嘱については既に委嘱が開始しているが、委嘱状は次回教授会の報告承認事項にて開示する旨の説明が為された。両件について、教授会は承認した。

2. 板橋校舎移転に係る学生（法務研究科生）への学費減免を目的とする特別給付金支給のガイドラインについて

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、法務研究科の板橋校舎移転に係る措置について、板橋校舎移転に係る学生（法務研究科生）に学費減免を目的に特別給付金を支給することが学長から了承されたが、所定の学費を納めた学生（法務研究科生）全員に、移転後の後期から在籍期間を通して、半期につき5万円を支給することをガイドラインとする旨説明が為された。

本ガイドラインについて、説明通り承認された。

3. 平成30(2018)年度在校生ガイダンスの実施について

議長の指名により教務委員会委員長より、在学生を対象とする履修ガイダンスを3月24日（土）15時から実施する旨説明が為された。ガイダンス実施について、説明通り承認された。

報告事項：

1. 平成29(2017)年度大東文化大学学位記授与式について

議長より、平成29(2017)年度学位記授与式は3月22日10時30分より、東京国際フォーラムで実施され、学位記交付は、法務研究科は信濃町校舎S0303教室において14時00分より実施する旨説明が為され、教員の出席が呼びかけられた。続いて総代と副総代の報告が為された。

2. 修業年限未到達で修了要件を充足した者の来年度在籍継続について

議長の指名により教務委員会委員長より、平成29(2017)年度進修了判定について、未修長期6年の4年次生及び未修長期5年の4年次は修業年限未到達で修了要件が充足しており、修業年限短縮が可能であるが、両名とも来年度継続して在籍することを希望している旨報告が為された。

3. 後期成績について

議長の指名により教務委員会委員長より、後期における成績について、前回の教授会通り確定した旨総括的な報告が為された。

加えて事務室主査より、留年が確定している未修長期6年の6年次生は法律文書作成がC評価であったため無効となり、来年度再履修の必要がある旨報告が為された。

4. 大東ロージャーナル第14号発刊について

議長の指名により大東ロージャーナル編集委員会委員長より、大東ロージャーナル第14号について、本年度最後の教授会に刊行が間に合い本日配布を行うこと、本号は退職される3名の教員の「退職記念号」としての刊行となるが、本号をもって終刊とする旨報告が為された。

5. その他

(1) 平成30(2018)年度大学院役職者について

議長より、資料に基づき、法務研究科の新執行部も明記された平成30(2018)年度大学院役職者一覧について報告が為された。

(2) 平成 30(2018)年度大学院評議会委員について

議長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度大学院評議会委員について報告が為された。

(3) 平成 30(2018)年度大学・法人各種委員会について

議長より、資料に基づき、法務研究科の新執行部他法務研究科教員も割り当てられた平成 30(2018)年度大学・法人各種委員会について報告が為された。何か問題があれば事務室事務長まで指摘願いたい旨連絡が為された。

(4) 板橋校舎研究室の配置について

議長より、資料に基づき、研究室検討委員会により配分が決定された法務研究科教員 8 名分の研究室について報告が為された。

(5) 来年度（平成 30(2018)年度）以降の法務研究科事務組織態勢について

議長の指名により事務室事務長より、来年度に向けて配置転換がなかったため、現行の事務長、主査、臨時職員、アルバイト職員の 4 名の態勢で事務業務を行っていく旨報告が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 15 時 40 分閉会を宣した。

以上